

○厚木愛甲環境施設組合請負工事監督規程

(令和3年6月1日)
(訓令第1号)

(趣旨)

第1条 この規程は、法令その他別に定めるもののほか、厚木愛甲環境施設組合が発注する請負工事（以下「工事」という。）の監督について必要な事項を定めるものとする。

(監督員及び監督補助員)

第2条 事務局長は、工事ごとに監督員を技術職員及び技術員（以下「技術職員等」という。）のうちから指名する。ただし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の15第4項の規定により職員以外の者に委託して工事の監督を行わせる場合は、その者を監督員として指名する。

2 事務局長は、前項ただし書の場合において、複数の監督員を指名し、監督業務を分担させるときは、その分担させる内容を定めなければならない。

3 事務局長次長は、必要に応じて監督補助員を技術職員等のうちから指名することができる。

(監督員及び監督補助員の職務)

第3条 監督員は、関係法令及び契約書、設計図書、工程表その他の関係書類に基づき、工事が契約どおり施工されるよう監督を行うとともに適宜担当係長に工事の進捗状況を報告しなければならない。

2 監督員は、請負工事契約の相手方（以下「契約者」という。）その他利害関係人に対し、常に厳正な態度で臨むとともに工事現場付近の住民との関係にも留意し、紛争等が起らないように配慮しなければならない。

3 監督補助員は、監督員の指示を受けて監督員を補佐し、監督員に事故があるときは、その職務を代行する。

(監督日誌)

第4条 監督員は、監督業務を行ったときは、その都度監督日誌に記録し、事務局長に報告しなければならない。ただし、請負金額1,000万円未満の工事（補助事業及び事務局長次長が特に指示したものは除く。）については、この限りでない。

(工事材料の検査)

第5条 監督員は、特に指定した工食用材料の搬入があったときは、使用前にその品質、数量等を検査し、不合格材料については、速やかに工事現場から搬出させなければならない。

2 監督員は、工食用材料のうち調査又は試験を必要とするものがある場合には、これに立会いその結果を記録しておかなければならない。

(支給材料の取扱い)

第6条 監督員は、契約者に材料を支給する場合は、その都度支給材料受領書を提出させ、その用途を明確にしておかなければならない。

2 前項の支給材料受領書は、支給材料受払簿に受領者の署名をもってこれに代えることができる。

(工事の立会い及び確認)

第7条 監督員は、次に掲げる工事の施工に立ち会わなければならない。

- (1) 材料の調査を要する工事
- (2) 水中又は地下に埋設する工事
- (3) 完成後外面から確認することができない工事
- (4) その他立会いが必要と認められる工事

2 監督員は、やむを得ない理由により前項の立会いができないときは、契約者に対して施工後その適否を確認できるよう写真その他の方法で記録しておくことを指示しなければならない。

3 監督員は、契約者が第1項各号に掲げる工事を施工後確認できない方法により施工したときは、事務局次長の指示を受けて工作物の一部を破壊して確認することができる。

(工事の促進)

第8条 監督員は、契約者が提出する工程表と工事現場の進捗状況を常に照合し、工事が遅延するおそれがあるときは、契約者に必要な指示をしなければならない。

(設計等の変更)

第9条 監督員は、工事の設計、仕様、工程等に変更（以下「設計等の変更」という。）を要するときは、その旨を事務局次長に報告し、その指示を受けて設計者その他の関係人と協議の上変更設計書等を調製しなければならない。

(報告事項)

第10条 監督員は、次に掲げる場合にはその旨を事務局次長に報告し、その指示を受けなければならない。

- (1) 契約者が正当な理由なく工事に着手しないとき。
- (2) 工事が工程表に対して1割以上又は2週間以上遅れを生じたとき。
- (3) 天災その他の理由により工事に異状を来し、又はその進行を阻害されたとき。
- (4) 工事が工期限内に完成する見込みがないとき。
- (5) 契約の解除又は工事の中止を要するとき。
- (6) 契約者が監督員の指示に従わないとき。
- (7) 現場代理人等が工事の施工又は管理について著しく不適當で、その交替が必要であるとき。
- (8) その他予想しがたい事実が発生したとき。

2 事務局次長は、前項第1号から第6号までの事由により必要な措置をとるときは、あらかじめ検査員に協議しなければならない。

(予備検査等)

第11条 監督員は、契約者から工事出来形検査又は指定部分（工事の完成に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分をいう。以下同じ。）に係る完成検査の申請があったときは、速やかに工事担当係長の予備検査を受けて工事出来高調書又は指定部分に係る工事完成調書を作成し、必要な書類を添付して事務局次長に提出しなければならない。

2 監督員は、契約者から工事完成届の提出があったときは、速やかに工事担当係長の予備検査を受けるとともに、工事完成調書を作成し、事務局次長に提出しなければならない。

3 事務局次長は、工事出来高調書、指定部分に係る工事完成調書又は工事完成調書を受理したときは、その出来形又は完成を確認し、適當と認めるものについて、速やかに検査員に出来形検査、指定部分に係る完成検査又は完成検査をさせなければならない。

(願、届出等)

第12条 監督員は、工事施工上契約者等から提出される一切の願い、届出等については、事実、原因等を調査し、必要な意見を付し、事務局次長に提出しなければならない。

(準用)

第13条 第2条及び第3条並びに第8条から前条までの規定は、工事に係る委託業務について準用する。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。